

## 特別警報・暴風警報発令時又は交通機関不通時における授業・試験の取扱いについて

平成26年2月14日 教務委員会決定

第1 授業又は試験の実施に際し、次の各号のいずれかに該当する場合は、学生の事故防止のため、当該日の授業を休止又は試験を延期する。

- (1) 京都市又は京都市を含む地域に特別警報又は暴風警報が発令された場合
- (2) 京都市営バス及び京都市営地下鉄の運行が全面停止の場合
- (3) JR西日本（京都駅発着の在来線）、阪急電鉄（梅田・河原町間）、京阪電気鉄道（淀屋橋又は中之島・出町柳間）及び近畿日本鉄道（西大寺・京都間）の4交通機関のうち、3以上の交通機関の運行が全面又は一部停止の場合

2 前項第3号の「京都駅発着の在来線」とは、京都線及び神戸線の一部（神戸・京都間）、琵琶湖線（米原・京都間）、湖西線の一部（近江今津・京都間）、嵯峨野線（園部・京都間）並びに奈良線及び関西本線の一部（奈良・京都間）のいずれかをいう。

3 第1項第3号の一部停止の場合とは、交通機関ごとに次の区間で停止している場合をいう。

- (1) JR西日本 JR京都駅を含む区間
- (2) 阪急電鉄 阪急烏丸駅を含む区間
- (3) 京阪電気鉄道 京阪出町柳駅を含む区間
- (4) 近畿日本鉄道 近鉄京都駅を含む区間

第2 第1の規定にかかわらず、次の各号に掲げる時間までに特別警報若しくは暴風警報の解除又は交通機関の運行の再開（以下「解除等」という。）が行われた場合は、当該各号の規定により授業又は試験を実施する。

- (1) 午前6時30分までに解除等が行われた場合 1時限から実施
- (2) 午前6時30分以降午前10時30分までに解除等が行われた場合 3時限から実施
- (3) 午前10時30分以降午後3時30分までに解除等が行われた場合 6時限から実施

第3 特別警報又は暴風警報の発令又は解除及び交通機関の運行の確認は、インターネット、テレビ、ラジオ等の報道による。

### 附 則

この取扱いは、平成26年4月1日から実施する。